

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（松井毅君）

医療と介護の連携ということについての御質問にお答えいたしたいと思いません。

介護老人保健施設につきましては、制度の創設以来、病院から家庭への、家庭から病院への、さらには家庭から来て家庭へ戻る通過施設として要介護高齢者の病状や心身の状況に応じた利用がなされ、要介護高齢者やその家族の安全で安心できる日常生活を支援する重要な役割を担っているものと認識いたしております。

一方、特別養護老人ホームは在宅生活が困難な常時介護を要する重度の要介護高齢者の生活の場としてその役割を果たしており、まさについのすみかともなっております。また近年、医療ニーズの高い在宅の要介護高齢者が増加する中で、訪問診療や看護、往診など在宅医療の充実は不可欠であります。より安心した在宅生活を支援していくためには、医療と介護が連携したサービスの提供が極めて大切であることから、本市では第5期の介護保険事業計画において、24時間型対応サービスや介護と看護を組み合わせました複合型サービスの創設などにより、このような要介護高齢者への在宅支援に取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。